

水銀使用製品混入により処理施設が14回緊急停止

体温計や血圧計などの水銀使用製品を「燃やすごみ」に絶対出さないでください

一般廃棄物処理施設「クリーンパーク北但」では、全ての廃棄物を焼却処理できるわけではありません。血圧計、体温計・温度計、蛍光灯、ボタン電池など水銀使用製品が燃やすごみとして焼却炉に入ると、排ガス中の水銀濃度が上昇するため、焼却を停止しなければなりません。

安全で安定的なごみ処理には、廃棄物の適正な分別が重要です。分別区分がわからないときは、生活環境課に相談してください。《問合せ》生活環境課 ☎23-5304

水銀使用製品の排出方法

血圧計、体温計・温度計(メモリの液体が銀色)

保管ケースなどの丈夫な容器に入れた状態で指定袋ではない透明なビニール袋に入れて、中身を表記し「燃やさないごみ」の収集日にごみステーションへ出してください。

蛍光灯(サークル管、直管など)

購入時のケースや新聞紙などで包み、指定袋や他のビニール袋には入れず「燃やさないごみ」の収集日にごみステーションへ出してください。

ボタン電池

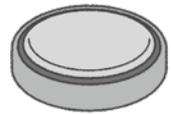
販売店などの回収箱に持ち込んでください。※生活環境課または各振興局市民福祉課に水銀使用製品回収箱を設置しています。



▲血圧計



▲体温計



▲ボタン電池



第23回 「プラントベースフード」って何だろう？

脱炭素を推進するため、身近な環境問題と家庭でできるエコ活動を紹介します。《問合せ》コウノトリ共生課脱炭素推進室 ☎21-9136

皆さんは「プラントベースフード」という言葉を聞いたことはありますか。

植物性由来の原材料

「プラントベースフード」とは、Plant(植物)とBased(由来)を組み合わせた造語です。大豆や小麦などの植物性由来の原材料を使用し、肉や魚、乳製品といった動物性食品の味わいを再現した食品のことを指します。以前「代替肉」について取り上げましたが「プラントベースフード」は肉だけでなく、水産物や乳製品などに似せて作られた食品も含まれるのが特徴です。

世界的な人口増加や環境問題、健康志向などを理由に、近年、欧米を中心に需要が増加しており、日本でも関心が高まってきました。

本市においても、日高神鍋観光協会サステナブルツーリズム委員会が2023年1月に宣言

した「神鍋高原ゆきみらい100年宣言」の「サステナブル(持続可能)な観光地づくり」の取組みとして「プラントベースフード」のメニューを提供する宿や飲食店が増えています。

地球環境のためにできること

以前「身体にいいものを食べると地球環境も良くなる」ことをお伝えしましたが「プラントベースフード」はCO₂排出抑制にもつながります。

「プラントベースフード」を食べることは、私たちが地球環境のためにできる環境行動の一つです。

まずは、サステナブルな食品である「プラントベースフード」を知るところから、地球環境を考えてみませんか。



(NPO法人 暮らしのエコをすすめる但馬の会)

間もなく終了 早めに申込みを

電話での被害を防ぐ

自動録音機能付電話機等の購入を補助しています

県内の特殊詐欺被害が過去最悪のペースで増加しています。市内でも多数の被害が発生しています。高齢者の皆さんが電話で特殊詐欺の被害に遭わないために、自動録音機能付電話機等の購入費用の一部を補助しています。

申込期限

2月7日(金)



▶**対象** 本市在住で補助金申請日に65歳以上の方

※申請者が高齢者なら子ども世帯と同居していても対象

▶**対象要件** 2024年4月1日以降に、市内の販売店で購入した電話機など(各種ポイントでの購入に係る部分は対象外)

※1世帯当たり1台のみ

▶**補助額(定額・補助上限)**

▷自動録音機能付固定電話機購入 1万円

▷外付録音機購入 5,000円

▶**申込方法** 生活環境課または各振興局市民福祉課にある申請書(市ホームページからもダウンロード可)に記入の上、①氏名及び生年月日が記載された身分証の写し(郵送の場合)②販売店のレシートまたは領収書の写し③製品保証書の写し及び④振込先の通帳の写しを添付し、持参または郵送。

《申込み・問合せ》生活環境課 市ホームページ▲

☎23-5304または各振興局市民福祉課

消費生活相談員の知恵袋 53

～着物販売トラブル～



展示会やキャンペーンなどで着物店を訪れたのをきっかけに、高額な着物類を次々に購入させられるというトラブルが発生しています。

◇事例

景品付き試着会のDMはがきが着物店から届いたので出掛けた。次々に反物を当てられ「今日なら仕立て代を値引きする」と勧められた。お金がないので断ろうとしたが「ローンを組めば大丈夫」と言われ30万円の契約をしてしまった。その後、店から展示会の誘いを受けるようになり、着物や帯、小物などを次々に買われ、毎月の支払いが10万円を超えてしまった。着物を着ることはほとんどなくしまっている。年金暮らしなので支払えない。(70歳代 女性)



◆アドバイス

断れない雰囲気の中で支払い能力を超えるような商品を次々に買わされる「次々販売」の事例です。特典などを理由に呼び出され意図せず契約してしまった場合は訪問販売(アポイントメントセールス)に当たり8日間以内ならクーリングオフできる可能性があります。

また、通常必要と思われる分量を超える契約の場合は過量販売に当たり1年以内なら取消を主張することができます。

必要なればきっぱりと断り、その場を離れましょう。契約してしまった場合も、諦めずに消費生活センターに相談してください。

《豊岡市消費生活センター》

●相談受付 月曜日～金曜日(午前9時～午後4時、祝日・年末年始を除く)

●相談場所 生活環境課内

●電話相談 ☎21-9001

市ホームページ▶

